

請求人あて

登米市監査委員 千葉 良悦

登米市監査委員 岩淵 正宏

登米市職員措置請求について（通知）

令和4年4月21日付け提出の標記請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、これを受理せずに却下する。

なお、本件について、中津川監査委員は、法第199条の2の規定に基づき除斥した。

記

1 本件措置請求の内容

（登米市職員措置請求書の請求の要旨のとおり）

令和4年1月28日付け住民監査措置に係るもの。市は違法又は不当な債権管理をしている。債権を放棄していない（債権を保有している）のに一切請求など回収行動をしていない。怠慢である。市の財政に損害である。

また、前回監査措置が妥当かどうかを監査委員はチェックしないのか。改めて本件請求書を出すまでもなく、自動的にここまで監査すべきではないか。前回監査措置の内容を見れば容易に予見できる内容である。

債権管理として然るべき処理をすること。また、本件不当な対応の責任として市長に対し処分を行うこと。

なお、本件債権について請求なされていないので証明する添付書類はありません。

2 監査委員の判断

- （1）法第242条第1項が定める住民監査請求は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために

必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」としている。

従って、本市に住民監査請求ができるのは登米市の住民であることは明らかである。

- (2) この住民たる資格についてであるが、「住民訴訟の原告は、訴訟提起後その訴訟の係属中も当該地方公共団体の住民たる資格を有していることを要し、転出によって当該地方公共団体の住民たる資格を喪失したときは当然に原告適格を失ない、その訴えは訴訟要件を欠く不適法なものとして却下を免れないものと解すべきである。」(東京地判昭和59年1月31日判決)としている。

なお、住民監査請求は、住民訴訟の前置手続としていることから、住民たる資格は同様のものと解される。

- (3) これを本件請求について見ると、請求の要件審査のため請求人の住所地を確認したところ、令和4年4月26日付けで請求人は本市から市外に転出していた。

- (4) 以上のとおり本件請求は登米市の住民である要件を満たしているものとは認められない。